

五島市監査委員公表第3号

平成28年度定期監査の結果に基づく措置について、五島市農業委員会会長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成29年5月12日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 神之浦伊佐男

29五農委第180号
平成29年5月1日

五島市監査委員 橋本平馬様
五島市監査委員 神之浦伊佐男様

五島市農業委員会
会長 山田勝久

平成28年度定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成29年2月21日付28五監第417号による定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

- 1 監査の対象 農業委員会事務局（分室を除く。）
- 2 指導事項及び講じた措置
（共通事項）
 - (1) 起案文書について
 - 1 指導事項
起案文書の決裁日、施行日の記入漏れが散見されたので、五島市文書管理規則の定めるところにより、適正に処理されたい。
 - 2 講じた措置
起案文書の決裁日、施行日の記入漏れにつき、適正に記入した。
 - (2) 時間外勤務命令簿について
 - 1 指導事項
時間外勤務命令簿の記載を、パソコンで一月まとめて入力・印字処理しているものが見受けられたので、適正に処理されたい。
 - 2 講じた措置
勤怠システムにて、適正にその都度処理することとした。

(4) 公用船車借上簿について

1 指導事項

借上料の金額及び処理日が記載されていないものが見受けられた。支払の漏れや遅延を防止するため、これらの事項を記載されたい。

2 講じた措置

借上料の処理日の記載がなかったため、これを記載することとした。

(5) 自動車運転日誌について

1 指導事項

ア 行先が「市内」「町内」、用務が「事務連絡」「現場」など、内容が不明瞭な記載が見受けられた。行先及び用務については可能な限り具体的に記載されたい

イ 管理課確認印欄に押印のないものが見受けられた。また、管理課確認印欄のない日誌もあることから、適正な様式を使用するとともに、公用車管理課においては運転日誌により適正に管理されたい。

2 講じた措置

ア 行先及び用務について具体的に記載することとした。

イ 管理課確認印欄のない日誌を使用していたため、適正な様式を使用し、押印することとした。

(6) 補助金関係事務について

1 指導事項

補助金交付申請書及び実績報告書が、要綱等で定める提出期限を過ぎて提出されているものが見受けられた。補助事業者に対し、提出期限を厳守するよう指導されたい。

2 講じた措置

補助金交付申請の提出期限について、協議会の総会終了後2月を経過した後に農業者年金業務委託手数料の交付決定が行われていたことから、五島市農業者年金組織活性化事業費補助金交付要領を一部改正し、申請書の提出期限を交付決定後の30日以内とすることとした。

(7) 準公金事務について

1 指導事項

準公金の取扱いについては、預金通帳・銀行届出印の管理、経理規定の整備、担当事務員以外の帳簿類の点検など五島市準公金取扱事務処理規程に基づいた事務処理が行われていないものが見受けられた。

準公金の適正な管理については、公金と同様に重要であり、他の地方公共団体において、準公金の盗難、紛失及び事務の不適正な取扱い等の事件や事故が発生している。「五島市準公金取扱事務処理規程の施行について（通知）」（平成27年5月11日付け27五総第346号総務課長通知）による事務処理規程に基づき、準公金の適正かつ安全な管理体制の整備に努められたい。

2 講じた措置

預金通帳については、鍵のかかるキャビネットに保管し、銀行届出印は事務局長が保管することとした。